

【参考資料：タイの茶に関する関税割当制度（2021-2023 年度）について】

「茶製品」とは、次の HS コードの分類の通り、香味を付けてあるかないかを問わない茶製品のことを指す。

0902. 10. 10	0902. 10. 90	0902. 20. 10	0902. 20. 90
0902. 30. 10	0902. 30. 90	0902. 40. 10	0902. 40. 90

WTO 協定に基づく関税率

関税率は 30%、割当枠外の関税率は 90%となっている。

割当数量は 625 トンである。輸入実績のあるグループは割当数量の 70%、一般グループは割当数量の 30%を各申請者の申請数量に基づき割り当てるものとする。

関税割当申請者の資格

- (1) 茶製品またはあらゆる種類の農産物の取引に従事することを（設立）目的に含む法人であること。且つ、
- (2) 事業者登録システムによって外国貿易局の登録を受けた者であること。

関税割当申請における必要書類

関税割当申請日前 6 か月以内に商務省事業開発局が発行した法人登記証明書。

（注）本資料は、2020 年 11 月 25 日にタイ商務省外国貿易局が行った茶の関税割当に関する説明会での配布資料情報をもとに、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。タイ政府が作成したものではなく、また、正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はおお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

関税割当申請

e-Quota システムによって、外国貿易局に関税割当申請書を提出するよう規定する。関税割当申請書の提出は、以下、年に 3 回受け付けるものとする。

第 1 回 割当当該年度の前年 12 月 1 日から起算して 10 営業日以内に申請書を提出すること。

いずれか一つのグループからのみ関税割当を申請する権利を有する。（規則施行初年度は、官報に規則が公布された日から起算して 10 営業日以内に申請書を提出すること。）

第 2 回 割当当該年度の 6 月 10 日から起算して 10 営業日以内に申請書を提出すること。

第 3 回 割当当該年度の 10 月 10 日から起算して 10 営業日以内に申請書を提出すること。

なお、割当申請権利保有者は、各回の割当限度数量を超えない範囲で、決められた期限内に正しく漏れなく申請すること。

2021 年度から 2023 年度における 茶の輸入数量割当原則及び方法

第 1 回割当 割当は、以下 2 グループに分けるものとする。

- 輸入実績のあるグループ 関税割当申請日以降、割当当該年度の前年 6 月から起算して過去 36 か月以上、茶の輸入実績がある法人。WTO 協定に基づく割当数量の 70 パーセントあるいは 437.50 トンを各申請者の申請数量に基づき割り当てるものとする。但し、全ての申請者の割当申請数量の総計が割当限度枠を超える場合、各申請者の申請数量を超えない範囲で、過去 36 か月の輸入実績の比率に応じて割り当てる。各申請者の申請数量を超える分については、申請数量を下回る割当数量を配分されたその他の割当申請者に対して、過去 36 か月の輸入実績の比率に応じて、各申請者の申請数量を超えない範囲で割り当てるものとする。

- 一般グループ 茶の輸入実績がある、または輸入実績が無い法人。WTO 協定に基づく割当数量の 30 パーセントあるいは 187.50 トンを各申請者の申請数量に基づき割り当てるものとする。

する。但し、全ての申請者の割当申請数量の総計が割当枠を超える場合、申請数量の比率に応じて割り当てる。

第2回割当

第1回割当後残数量および第1回返納通知数量を各申請者の申請数量に基づき、割当申請者に割り当てる。但し、割当申請数量の総計が割当枠を超える場合は、申請数量の比率に応じて割り当てるものとする。

第3回割当

第2回割当後残数量および第2回返納通知数量を各申請者の申請数量に基づき、割当申請者に割り当てる。但し、割当申請数量の総計が割当枠を超える場合は、申請数量の比率に応じて割り当てるものとする。

規定

- 割当を受けた者が配分された割当権利を他人に譲渡することを禁止する。違反した場合、翌年度の茶の関税割当から除外される。
- 割当を受けた者が、配分された割当数量を全て使い切らず、各年度の12月までに未使用の割当数量の返納を通知しなかった場合、翌年度の茶の関税割当から除外される。
- 割当を受けた者は、場合に応じて、割当数量あるいは返納通知後の残数量の95%以上を消化しなければならない。使用割当数量が規定を下回る場合、未使用数量分を翌年度の割当数量から差し引くものとする。

返納通知

割当を受けた者が、配分された全てまたはその一部の割当数量の使用を希望しない場合、e-Quota システムによって、毎回、常に外国貿易局に未使用の割当数量の返納を通知すること。

通知期限は以下の通りとする。

1. 第1回返納通知は、各年度の5月中とする。
2. 第2回返納通知は、各年度の9月中とする。
3. 第3回返納通知は、各年度の12月中とする。

第3回返納通知は、以下の理由を有する場合に検討するものとする。

1. 第3回に割当を受けた数量が取引上有効活用するには過少である場合。
 2. 発注拒否された場合。併せて、発注拒否された証拠書類及び理由を提示すること。
 3. 不測の事態が発生した場合。併せて、証拠書類を提示すること。
 4. 経済状況。
- 4.の理由により2回連続で返納通知を行った場合、翌年度の茶の関税割当から除外される。

輸入報告

毎回、製品輸入日から起算して30日以内に、外国貿易局のe-Reportシステムによって、ペーパーレス電子方式で外国貿易局に輸入報告を行わなければならない。